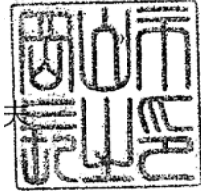


岡山市告示第 876 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）第10条の2第1項の規定により、同法及び同条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の指定地域に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、同条例第15条（第1項第1号及び第2号を除く。）の規定により課する法人の市民税、同条例第70条の規定により課する市たばこ税及び同条例第122条の規定により課する事業所税について、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

平成30年 7 月 20 日

岡山市長 大 森 雅 夫



記

指定地域
岡山市北区, 岡山市東区